

# 山形県保健医療計画

平成15年2月



### 第3節 へき地医療の確保

#### 《現状と課題》

県立中央病院内に設置した「山形県地域医療支援センター」から、自治医科大学卒業医師を中心にへき地の医療機関に派遣し、へき地勤務医師の確保を図ってきました。

近年の交通事情の改善等とあいまって、無医地区と無歯科医師地区（おおむね半径4kmの区域内に人口50人以上が居住している地域で、かつ、容易に医療機関を利用できない地域）の数は減少していますが、無医地区等はまだ存在します。

へき地医療に従事する医師の確保は依然として困難な状況となっています。

国では、へき地医療支援を行う組織を従前の二次保健医療圏単位から都道府県単位で構築することを柱とする第9次へき地保健医療計画を平成13年4月に策定しました。この計画では、広域的なへき地医療支援対策を組織的に行うため、派遣医師の登録や診療支援事業の企画調整などを行う「へき地医療支援機構」<sup>\*1</sup>を都道府県単位に設置するとともに、医師など医療従事者の確保・派遣や代診医の派遣などを実施する「へき地医療拠点病院」<sup>\*2</sup>を指定することとしています。

二次保健医療圏別無医地区数・無歯科医地区数

圏域	区分	無医地区			無歯科医地区		
		元年7月	6年9月	11年9月	元年7月	6年9月	11年9月
村山		0	0	0	0	0	0
最上		8地区 (3村)	2地区 (1村)	2地区 (1村)	6地区 (3村)	2地区 (1村)	2地区 (1村)
置賜		7地区 (1市4町)	8地区 (1市4町)	7地区 (1市3町)	7地区 (1市4町)	8地区 (1市4町)	7地区 (1市3町)
庄内		2地区 (2町)	0	0	4地区 (1市2町)	1地区 (1市)	1地区 (1市)
計		17地区 (10市町村)	10地区 (6市町村)	9地区 (5市町村)	17地区 (11市町村)	11地区 (7市町村)	10地区 (6市町村)

※資料：厚生労働省「無医地区等調査」

- ※1 へき地医療支援機構：都道府県単位に設置され、専任担当者（医師）、拠点病院の代表、医師会・歯科医師会の代表、市町村の実務者等により構成し、都道府県の指導のもとに、派遣医師の登録や診療支援事業の企画調整、各種へき地医療対策事業への助言・調整、へき地医療拠点病院の活動評価等を行います。
- ※2 へき地医療拠点病院：へき地医療従事者の確保・派遣、代診医の派遣、へき地医療従事者への研修、遠隔医療等の各種診断支援を行います。
- ※3 へき地診療所：概ね半径4km以内に他の医療機関がなく、区域内の人口が1,000人以上であり、最寄医療機関まで通常の交通機関を利用して30分以上要する診療所や、離島にある診療所が該当します。

《施策の方向》

へき地医療支援対策を行う組織を設置します。

へき地医療に従事する医師の確保に努めるとともに、へき地診療所への支援を行い、へき地における保健医療の充実を図ります。

《主要な施策》

(1) へき地医療推進体制の整備

- ①へき地医療支援機構を設置し、へき地医療支援体制の整備を図ります。
- ②へき地医療拠点病院を指定し、へき地医療の確保を図ります。
- ③へき地診療所<sup>※3</sup>の施設整備、運営に対する支援を行います。

(2) へき地勤務医師の確保

- ①自治医科大学卒業医師のへき地の医療機関への勤務を計画的に進めます。
- ②へき地診療所等に対する医師の派遣を支援します。
- ③へき地診療所等に勤務する医師が休暇等のために診療できない場合に代診医を派遣する制度の充実について検討します。

(3) へき地勤務医師への支援

- ①情報通信技術を活用し、画像伝送等により遠隔地にある医療機関の診断支援を行う遠隔診療支援システム等の導入を推進します。
- ②研修機会の確保に努めます。

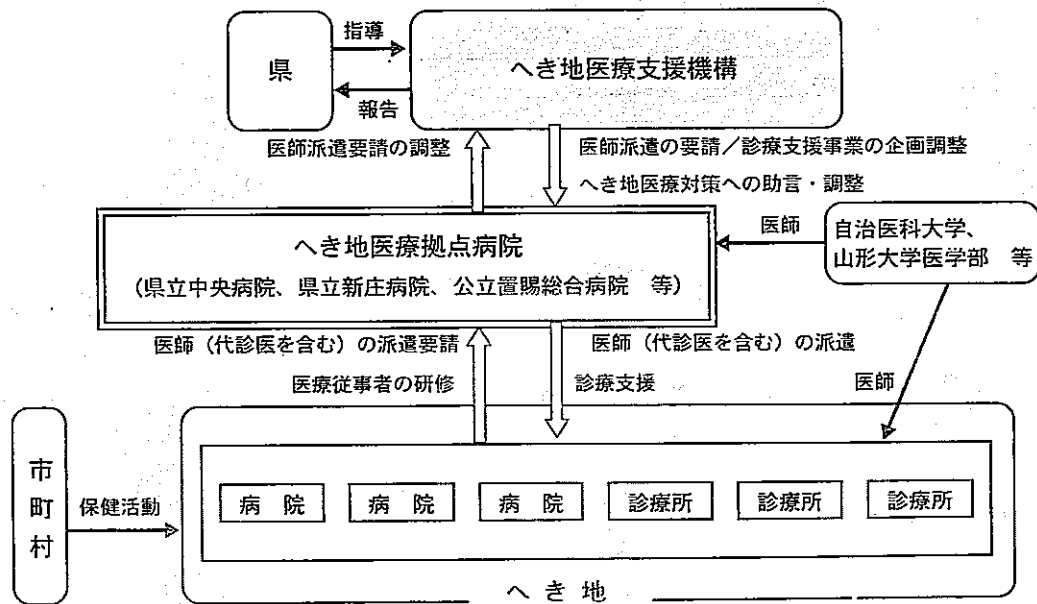
(4) 保健活動の充実

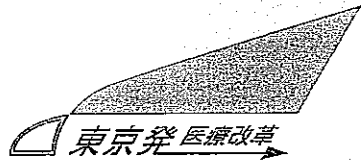
市町村の保健師や栄養士などによる無医地区等における健康教育、健康指導の一層の充実を図ります。

《目 標》

へき地医療の充実を目指します。

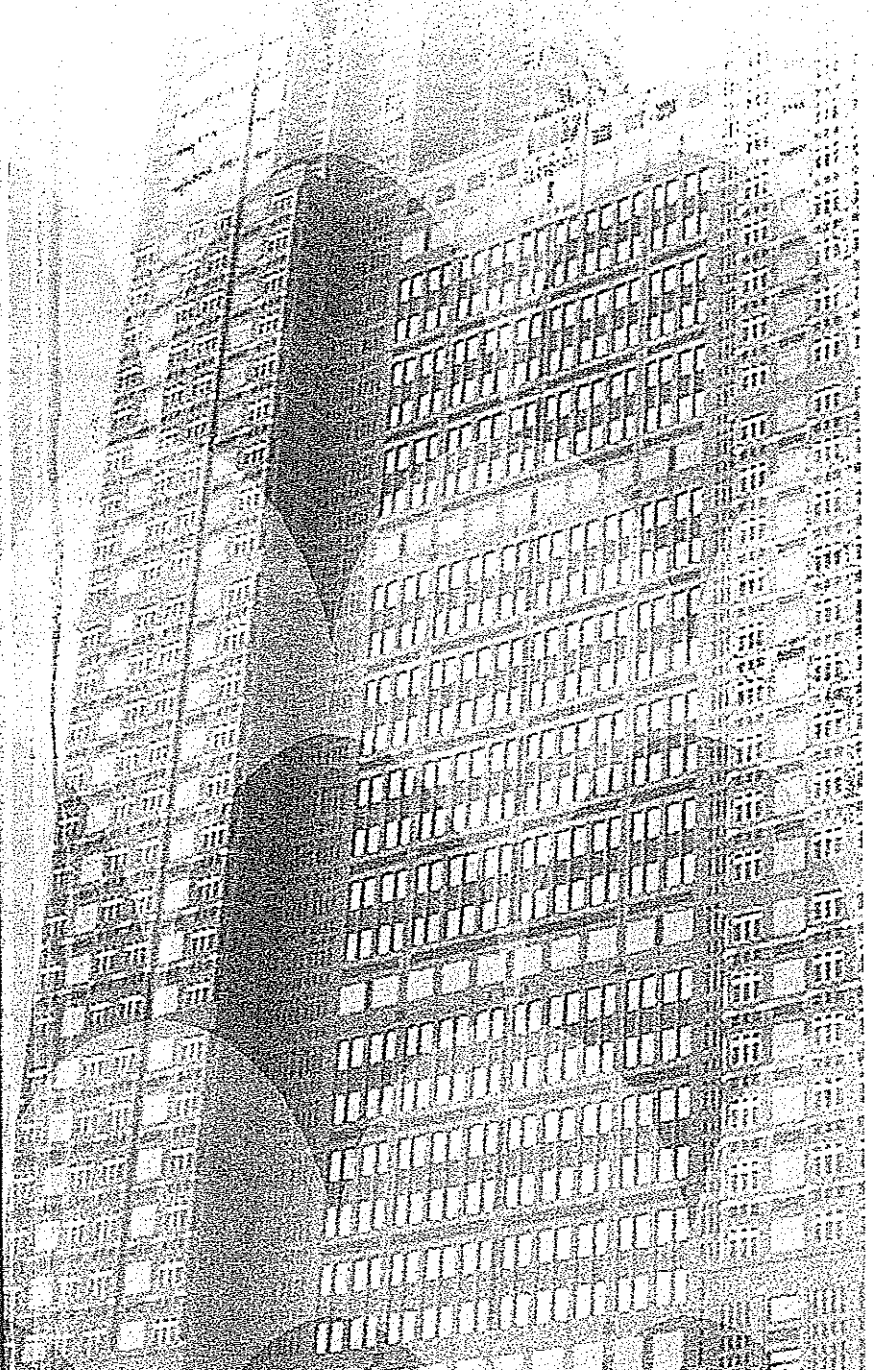
へき地医療推進体制（イメージ図）





# 東京都保健医療計画

平成14年度改定



東京都

R10  
REGIONAL  
POLITICIAN

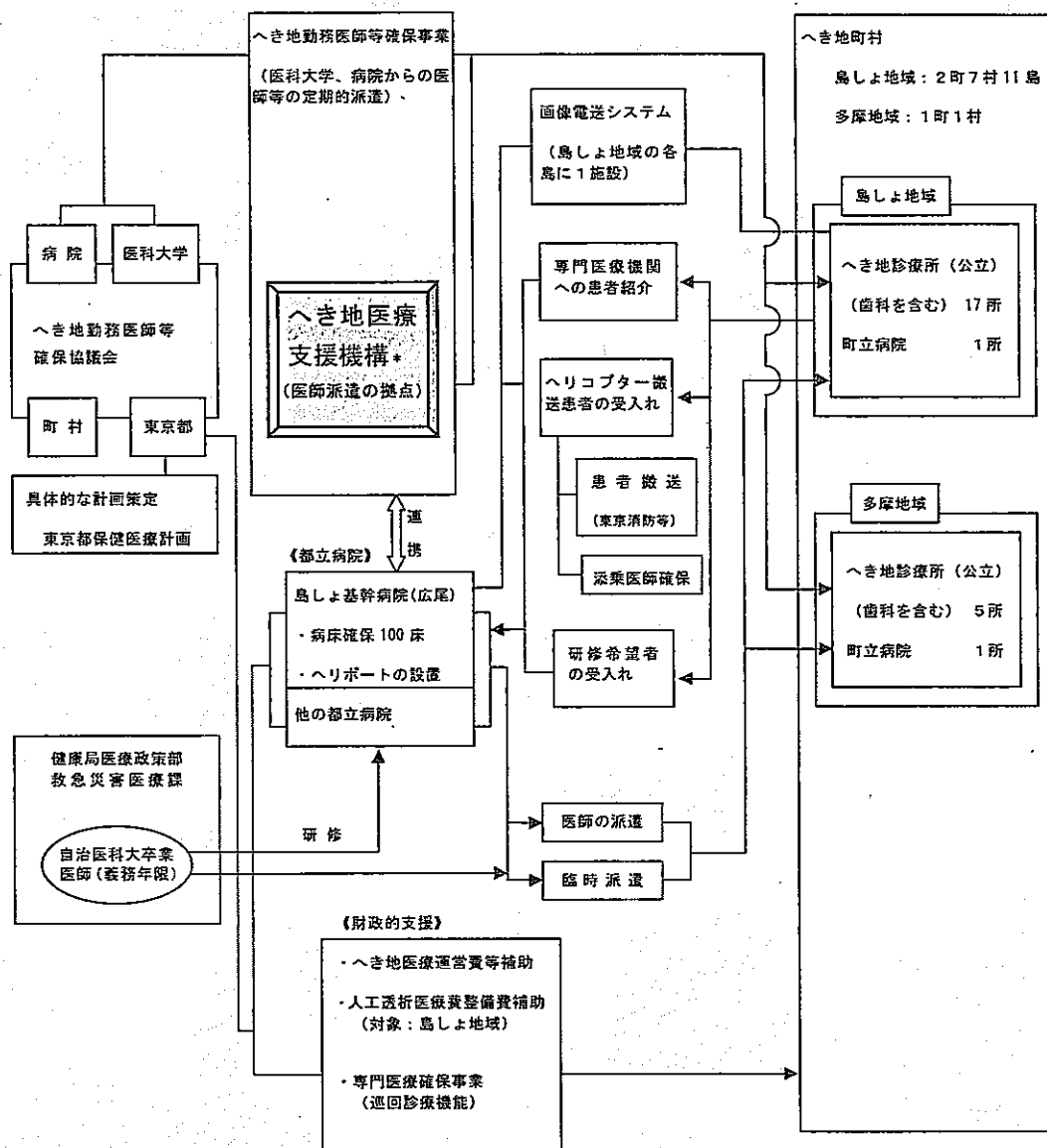
消防庁、自衛隊のヘリコプター等で、都立病院を中心とした専門医療機関に搬送して、適切な医療を受けられる体制を整備している。また、重症患者等を搬送する場合には、医師などを確保してヘリコプターに添乗させることとしている。平成14(2002)年には、青ヶ島まで夜間搬送が可能になったことを踏まえ、協力病院との連携体制の一層の充実に努める。

(7) 救急・災害医療センターの整備(連立広尾病院)

「救急・災害医療センター」として整備する広尾病院において、引き続き、島しょ医療を重点医療課題として島しょからの救急患者の受入れや専門医師の派遣、画像伝送システムによる診療支援等を充実する。

図表 10-1

東京都へき地医療対策のイメージ図



\*へき地医療支援機構  
 へき地医療支援機構は、へき地診療所からの代診医の派遣要請等、広域的なへき地医療支援事業の企画、調整等を行うための機関であり、専任担当者、へき地拠点病院群の代表、関係機関、行政等で構成する。運営主体は、へき地医療の中核を担う医療機関等が想定されており、実質的な調整機能を発揮することが期待されている。国の「第9次へき地保健医療計画(計画期間:平成13年度~17年度)」により、各都道府県に設置することとされた。

### 3 へき地医療体制の充実

- 島しょ地域及び西多摩地域2町村における医療の充実を図るため、医師確保や診療施設・設備等の診療基盤整備を支援する。
- 島しょ地域の医療機関で対応できない救急患者等の搬送や受入体制を確保する。

#### 現状と課題

##### 【現状】

都内には、山村振興法、離島振興法、過疎地域自立促進特別措置法により指定されている奥多摩町及び檜原村、島しょ地域の大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町及び青ヶ島村並びに小笠原諸島振興開発特別措置法の対象である小笠原村の計3町8村が、いわゆるへき地町村として存在している。

奥多摩町と八丈町は町立病院を設置・運営し、その他の町村には診療所が整備されており、無医地域は解消している。また、平成15(2003)年度には大島町が既存の3つの診療所の機能を統合して新たに公設民営方式による有床診療所を整備し、診療機能を強化することとしている。しかし、各町村においては、地理的条件や人口規模が小さいことなどから医師等の安定的な確保が困難であることに加え、眼科、耳鼻咽喉科などの専門診療体制が整っていない診療所が多い。このため、医師等の確保対策や専門診療及び二次、三次医療機能の補完体制を整備することが重要である。

都は、これまでも、島しょにおける医師等の確保対策として、自治医科大学卒業医師やへき地勤務医師等確保事業による協力病院医師の派遣、医師不在時に都立病院等から医師の臨時派遣を行ってきた。また、専門診療及び二次、三次医療機能を補完するために、静止画像電送システムによる診療支援や人工透析医療体制の整備、巡回診療など島しょにおける診療体制の充実を図っている。さらに、島しょ基幹病院である都立広尾病院を中心とする患者の受入れ、島しょ診療所等で対応困難な救急患者のヘリコプター等による救急搬送体制整備などにより、島しょ医療の支援を行っている。巡回診療については、平成14(2002)年度から、各町村が地域の実情に合わせた専門診療を確保できるよう、へき地専門医療確保事業として補助事業化することとした。しかし、近年では、小児科、産婦人科の派遣医師や巡回診療の耳鼻咽喉科等の専門医の確保は非常に困難な状況になってきており、新たな支援体制の整備が求められている。

国では、平成13(2001)年度に改定された

東京都へき地保健医療体制

地区名	世帯数	人口	へき地診療所等	へき地医療機関	へき地保健医療体制	保健所	備考(診療援助等)
大島町	4,847	9,455	北部診療所 泉津診療所 南部診療所 (眼科を含む)		都立広尾病院	大島出張所	(へき地医療支援病院 ・島しょ基幹病院) 都立広尾病院(500床) ・医師の派遣(三宅村1名・ 神津島1名) ・医師の臨時派遣 ・静止画像電送システム ・島しょからのヘリコプター による救急患者の受入れ ・島しょでの救急患者搬送時 のヘリコプター派乗医師の 確保 ・病床確保100床 ・自治医科大学卒業医師の受入れ ・医療従事者の研修受入れ
利島村	161	305	利島村診療所		都立広尾病院	新島支所	
新島村	1,290	3,155	本村診療所 (眼科を含む) 三根島診療所 (眼科を含む)		都立広尾病院	神津島支所	(その他へき地医療協力病院) 都立広尾病院以外の都立病院 ・医師の臨時派遣 ・島しょからのヘリコプター による救急患者の受入れ ・島しょでの救急患者搬送時 のヘリコプター派乗医師の 確保 ・自治医科大学卒業医師の受入れ ・医療従事者の研修受入れ
神津島村	839	2,252	神津島村診療所 (眼科を含む)		都立広尾病院	三宅出張所	
三宅村	1,871	3,620	中央診療所 (眼科を含む) 神田診療所 伊豆診療所 阿古診療所 伊ヶ谷診療所		都立広尾病院	八丈出張所	
御蔵島村	134	282	御蔵島村診療所		都立広尾病院	小笠原出張所	
八丈町	4,644	9,290	町立八丈病院		都立広尾病院		
青ヶ島村	119	205	青ヶ島村診療所		都立広尾病院		
小笠原村	1,335	2,464	小笠原村診療所 小笠原村 母島診療所 (眼科を含む)		都立広尾病院		
檜原村	1,277	3,306	檜原診療所 (眼科を含む)		指定なし	秋川保健所	
奥多摩町	3,088	7,516	奥多摩病院 日原診療所 狹谷診療所		指定なし	多摩川保健所	

注：世帯数及び人口は、都庁事務局「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」(平成14年1月)による。  
なお、三宅村は平成12年9月から全島選別中。

「第9次へき地保健医療計画」において、へき地に勤務する医師等を確保するために「へき地医療支援機構」を、協力病院を確保して設置することとしている。都においても、今後、島しょ派遣医師の確保や巡回診療等の医療支援を行うため、この構想を具体化し、島しょ医療の支援体制の一層の充実を図る必要がある。

## 【要 約】

- へき地勤務医師の安定的な確保をはじめとする島しょにおける診療基盤の確保
- 島しょ診療所等に対応困難な救急患者の搬送体制と受入体制の整備

## 今後の取組

### 変革プラン（平成18年度までの取組）

#### ◆「へき地医療支援機構」の整備（平成14年度から検討開始）

#### ① 診療基盤の確保

へき地の公立病院等に勤務する医師の養成を主たる目的として設立された、全都道府県を設立者とする学校法人自治医科大学に対して都は運営経費等の一部を負担し、都におけるへき地勤務医師の養成・確保に努める。また、自治医科大学卒業医のみでは医師を充足できないため、へき地勤務医師確保協議会において、大学病院等の事業協力病院からへき地の医療施設に医師を定期的に派遣する計画を定め、医師等の長期的、安定的な確保を図るとともに、へき地町村に対し診療所勤務医師・歯科医師の給与費を補助する。

#### (2) 医師等確保対策

国の「第9次へき地保健医療計画」に基づく「へき地医療支援機構」の整備を検討し、島しょ医療の支援体制を一層充実させる。

#### ◆「へき地医療支援機構」の整備（平成14年度から検討開始）

#### (3) 専門診療

##### ① へき地専門医療確保事業

町村が眼科、耳鼻咽喉科などの診療事業を実施する際に、専門医を確保するための調整支援等を行うとともに、経費を補助することにより、へき地における専門診療の確保を図る。

##### ② 人工透析診療費等補助

島しょにおいて透析治療が必要な腎臓病患者の負担の軽減を図るため、町村に対し人工透析を実施するに当たって必要な経費を補助する。

#### (4) 遠隔医療システムによる診療支援

都立広尾病院と島しょ医療機関との間に静止画像伝送装置を設置し、島しょ医療機関の診療活動を引き続き支援する。

#### (5) 小笠原諸島診療所整備事業

小笠原諸島の総合的な振興開発計画の一環として、村立診療所に係る経費を補助し、医療の確保を図る。

#### (6) 救急搬送体制の整備

島しょ地域の医療機関では対応できない救急患者が発生した場合には、町村長の要請に基づき、東京